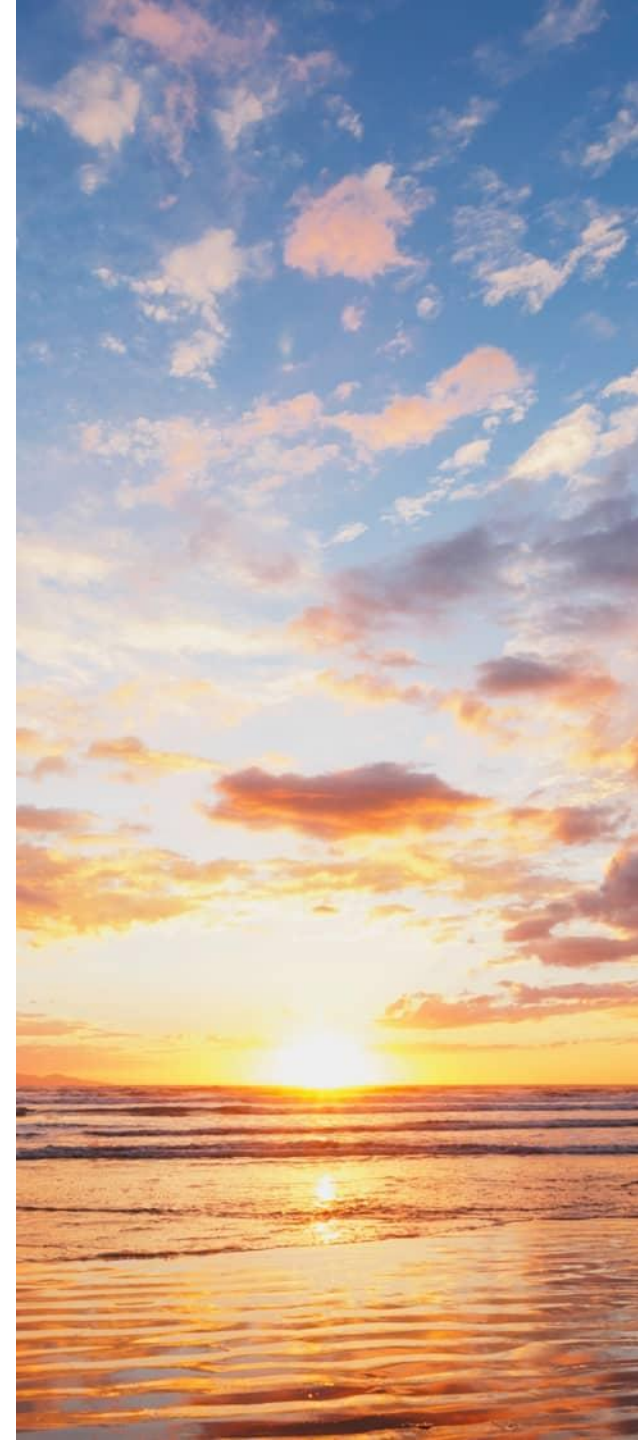


令和 8 年度 スポーツ産業の成長促進事業
「テクノロジー等を活用した地方創生・スポーツ収益拡大事業」
(スポーツ×テクノロジー活用展開事業)

「スポーツ×テクノロジー活用展開事業」 公募要領

2026年7月



目次

1. 事業の背景・目的	P. 2
2. 支援内容	P. 3
3. 募集内容・応募要件	P. 5
4. 応募書類の提出	P. 7
5. 審査・選定及び結果通知	P. 10
6. 事業実施	P. 11

1. 事業の背景・目的

事業の背景

- 近年、テクノロジーの進化により多様なエンターテインメントが台頭し、スポーツの観戦機会減少が懸念されています。こうした中、スポーツ産業の裾野を広げ、成長産業化を推し進めるためには、スポーツにおける顧客体験価値の向上やスポーツを起点とした地方創生等により、スポーツ関係人口の拡大やリーグ団体の安定的な収益拡大を図ることが求められています。
- 第3期「スポーツ基本計画」においてスポーツ界にデータ・テクノロジー等DXを導入することで、スポーツを「する」「みる」「ささえる」の実効性を高めることが掲げられました。さらに、次期基本計画の策定議論や「経済財政運営と改革の基本方針」等においてもスポーツDXの推進によるスポーツの産業成長化の重要性が議論されており、スポーツ界におけるデータ・テクノロジーのさらなる活用と実装は、官民一体となった重要な潮流となっています。

事業の目的

- 上記の背景のもと、スポーツ庁では令和4年度より「スポーツ×テクノロジー活用推進事業」を立ち上げ、スポーツ産業成長の観点からDX推進を支援する様々な政策を進めてきました。その一環として、実証事業や伴走支援によるモデルケースの創出、および調査を通じた先行事例の収集や「DX推進に向けた手引き・事例集」の作成・普及を進めてきました。
- 令和8年度の本事業においては、リーグ団体や関係者の顧客体験価値・社会的価値向上のため、リーグ団体を対象にテクノロジー活用・実装支援（伴走支援および実証支援）を行い、経済的・社会的インパクトの大きい先進的なモデル事例の創出を図ります。また、本事業を通じて得られた実装プロセスにおける実用的な知見を体系化し、広く他団体へ横展開することで、スポーツ産業全体の自律的な成長を促進することを目指します。

2. 支援内容

支援メニュー

- 事務局が各支援先リーグ団体に担当者を配置し、活動に関する進捗管理を担当します。
- 支援先リーグ団体は、最大1,000万円/団体の範囲内で、リソースの投入や実証に係る費用等の支援を受けることが可能です。また、それに加え、事務局による伴走支援等も行います。
(以下、「想定される支援内容」「支援スキーム図」参照)
- 各支援先リーグ団体への支援内容・費用や、支援にあたっての委託・外注有無は、スポーツ庁－事務局で精査を行った上で、決定します。(P.12参照)

想定される支援内容（例）

事務局による伴走支援メニュー

- ・月1回程度の定例MTG
- ・壁打ち・進捗管理
- ・ネットワーキング支援

実証支援金による支援メニュー

【構想・企画に係る支援】

- ・現状課題の整理（アンケート・データ分析等）
- ・外部事例調査（デスクトップ・ヒアリング等）
- ・サービス・戦略の構想策定 等

【要件設計・準備等に係る支援】

- ・システムの要件定義
- ・ベンダー・パートナーの選定 等

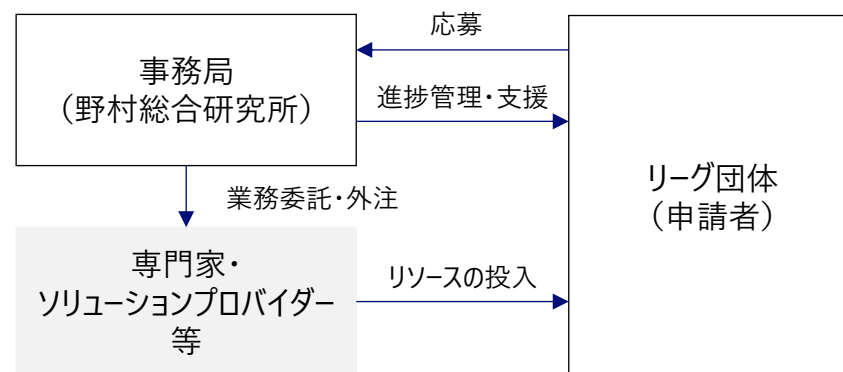
【導入等に係る支援】

- ・実証・試行導入の実施 等

【検証・定着等に係る支援】

- ・実証の効果検証
- ・運用の標準化・横展開 等

支援スキーム図



2. 支援内容

支援テーマ

- 本事業の対象となる取組内容は、以下の3つのテーマに大別されます。
- 申請者は3つのテーマのいずれか1つについて申請し、採択された場合、そのテーマに沿って事務局が支援を行います。

支援テーマ	取組内容*	対象となるリーグ団体のイメージ**
A 間接観戦体験 価値向上	メタバースや先端映像技術等を活用した、高度化された観戦体験を通じて収益拡大を図るモデルを実証する	単体クラブの取り組みを超え、国内外の潜在的ファン基盤の拡大や、収益機会の創出を通じた持続的成長・社会的価値の向上を志向するリーグ
B 来場体験 価値向上	デジタルツールを活用し、試合会場や周辺地域への来場体験を高度化し、収益拡大や、回遊を通じた地域活性化を図るモデルを実証する	- 来場体験や周辺地域との連携に価値創出の余地を見出し、来場価値向上・地域活性化を図るリーグ - 上記を単体クラブの取り組みとせず、全クラブへ展開する仕組みとしての確立を志向するリーグ
C データ活用の 高度化	リーグ・チーム、クラブ間のファンIDや購買データ等の基盤を整備・拡充し、マーケティングの高度化を図るモデルを実証する	クラブ間のデータ連携を通じ、リーグ全体の横断的なファン分析や共通マーケティング基盤を確立・強化し、中長期的な収益拡大のロードマップを描きたいリーグ

* スポーツ庁・事務局が精査した上で、認められた業務委託や外注の費用については、事務局が負担します。（前頁参照）

** 参考であり、必ずしも上記のイメージに該当することが、本事業に応募する要件となるわけではないことにご留意ください。

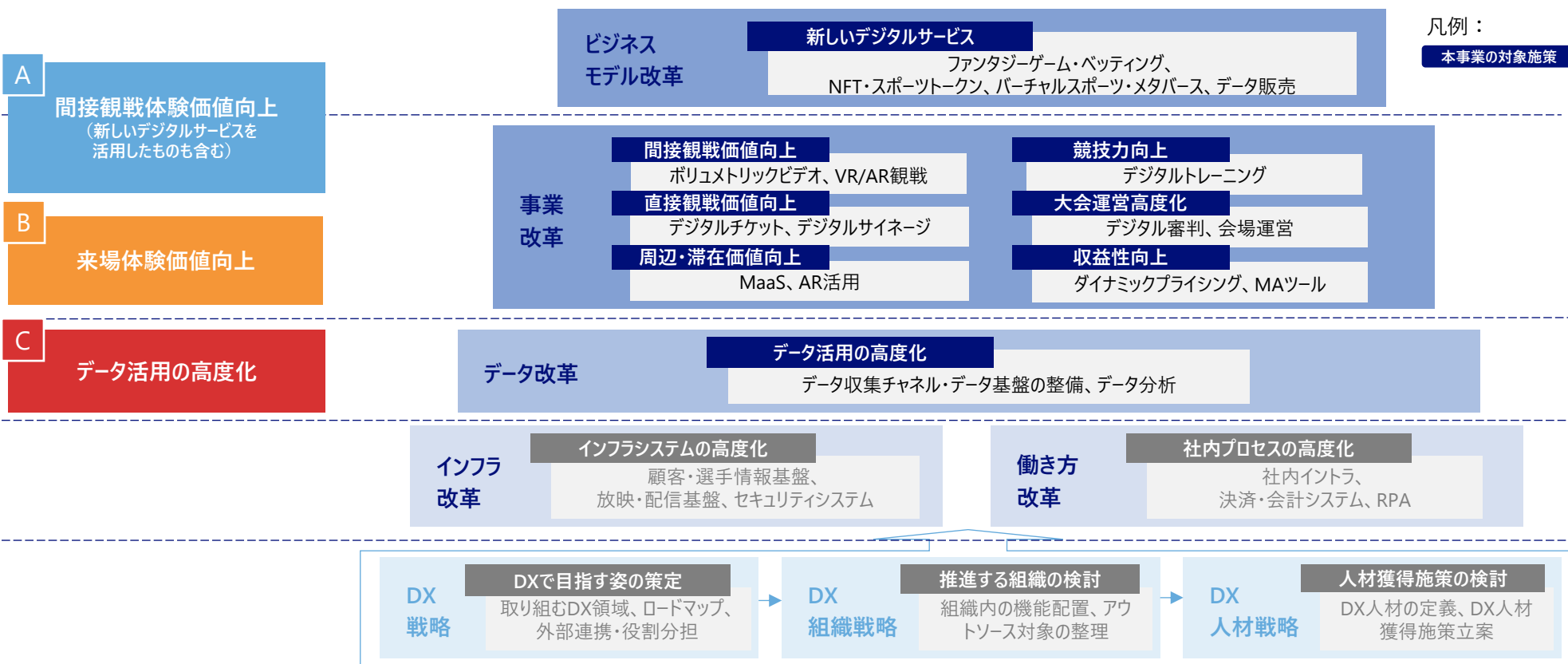
(参考) テクノロジーを活用した施策の全体像

施策類型

- まずテクノロジー活用の基盤となる1階層目および2階層目を整備した後、本事業の支援テーマである3階層目以降へ取組の枠組みを拡げることが望ましいと考えられます。

DXの分類

リーグ団体にとってのDX施策



3. 募集内容・応募要件

募集内容

- 件名 : スポーツ×テクノロジー活用展開事業
- 募集期間 : 令和8年7月21日（火）～令和8年8月14日（金）17時
- 募集形式 : 公募
- 事業期間 : 契約等締結後～令和9年3月9日（火）
- 採択件数 : 4件以上（事前にテーマ毎の採択件数は決まっておらず、申請内容を鑑みた上で決定します）
- 費用負担 : 本事業の活動に伴う各リーグ団体の各種経費は自己負担。
先述の通り、事務局による支援規模の範囲内で外部リソースを活用する場合の費用は事務局負担。

3. 募集内容・応募要件

応募要件

■ 応募申請者は、次の①から④の要件を全て満たす必要があります。

- ① 日本国内の原則リーグ団体であること
 - ・ クラブの場合は、提案内容を今後リーグ全体で普及する前提とした取り組みであることについて、リーグから書面で同意を得ていること
 - ・ 協会等の場合は、スポーツ興行の普及および収益性向上等に資する取り組みであること
- ② データ・テクノロジー活用に関する課題解決を通じた、収入拡大・収益性向上を実現させる意志を有し、また本事業で実施する取り組みを通じた経済的効果の発現が期待できる団体であること
- ③ エントリーシートに記載した申請内容等について、事務局による問い合わせやインタビュー等に対応できること
- ④ 次のいずれにも該当しないものであること。また、本公募要領に記載されている内容について承諾すること
 - ・ 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること、又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること
 - ・ 役職員が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること
 - ・ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること
 - ・ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していること
 - ・ 第三者の知的財産権を侵害していること
 - ・ その他、応募者が法令等若しくは公序良俗に違反し、又はそのおそれのあること
 - ・ 応募内容に不備があること
 - ・ 応募者が、応募に際して虚偽の情報を記載し、その他スポーツ庁及び運営受託者に対して虚偽の申告を行うこと

■ 上記の応募要件を満たさない場合、本事業の対象外となり、審査後であっても決定を取り消します。

4. 応募書類の提出

提出期限

- 令和8年8月14日（金）【17:00必着】

※事務局が提出期限までに確認できなかったエントリーシートは、受理できません。

問合せ先・提出先

- 応募書類は、件名を「スポーツ×テクノロジー活用展開事業 応募書類」とした上で、以下お問合せ先にメールにてご提出ください。
- 電子メールに添付するファイルサイズが5MBを超える場合は、提出期限より前に余裕を持って以下の問合せ先に連絡し、提出方法をご相談ください。
- ご不明点・ご相談事項等がございましたら、令和8年8月13日（木） 17時までご質問を受け付けますので、以下のお問合せ先までご連絡ください。また、次頁の説明会もご活用ください。

<お問い合わせ先（提出先）>

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-2 大手町フィナンシャルシティ グランキューブ

株式会社野村総合研究所 コンサルティング事業本部内

スポーツ×テクノロジー活用展開事業 事務局

TEL：070-8797-2335（受付時間 10：00～12：00、13：00～17：00／月曜～金曜 ※祝日を除く）

電子メール：sportstech_hr@nri.co.jp

4. 応募書類の提出

説明会の概要

- 本事業への応募を検討される皆様に向けてオンライン説明会を開催いたします。
- 説明会では、事業の背景・目的としてリーグ団体の皆様がテクノロジー活用に取り組む意義・メリット及びテクノロジー活用戦略のポイント・事例についてご紹介した上で、事業内容の説明及び質疑応答を行います。
- 説明会への参加は必須ではありません。選定に際して、説明会への参加有無は一切考慮いたしません。
- なお、説明会では、個別の応募申請内容に関するご質問・ご相談にはお答えできない可能性があります。

<開催日時>

・令和8年7月29日（水）13：30～14：30（説明会の内容は後日アーカイブにて公開いたします）

説明会の申込方法

- 以下申込フォームより、リーグ団体名、参加者氏名、連絡先（メールアドレス）等を明記の上、申し込みをお願いします。お申込み受付後、登録情報を基に、説明会当日までに Zoomウェビナーの視聴用URLをお送りいたします。

<お申込みフォーム・申込期限>

https://questant.jp/q/sportsDX_setsume （申込締め切り：令和8年7月28日（火）17時）

4. 応募書類の提出

提出書類

- 所定の箇所全てに記入されたエントリーシート
- 申請者及び活用する外部リソース等関係者の概要確認のための URL（メール本文への記載で構いません。）
- 提案内容を今後リーグ全体で展開する用意があることを記したリーグからの書面（クラブのみ／書式任意）

留意点

- 応募書類の提出をもって、応募書類に記載される個人情報を含む情報が、スポーツ庁及び事務局（株式会社野村総合研究所）に提供され、本事業に必要な範囲で利用されること（第三者委員会での審査等）に同意したものとみなします。
- なお、応募書類の取扱いは厳重に行い、応募申請者の了解なしには応募書類の内容等（選定したリーグ団体の応募申請者名及び事業名を除く）を対外的に公表することはありません。
- 応募にかかる費用は応募申請者のご負担となります。
- 審査状況等に関する個別のお問い合わせには、お答えできません。
- 応募資料は返却しかねますので、あらかじめご了承ください。

5. 審査・選定及び結果通知

審査・選定の方法

- 提出された応募書類等の内容が公募の基礎的要件を満たしているかどうかを審査します。応募書類の明らかな記入ミスや書類不備がある場合は、本審査の対象にならない場合があります。
- 次の評価項目を踏まえ、各申請内容を総合的に評価し、取組内容や対象となるテーマ等を勘案しつつ、第三者委員会の意見を踏まえ、支援するリーグ団体を選定します。（審査及び審査内容は非公開）
- 選定にあたっては、プレゼンテーション審査を実施する場合があります。

評価項目

- 基本事項（申請団体種別、組織規模、財政規模）
- 本事業への適性（政府・事務局による支援の必要性、スポーツ業界全体への発展性）
- 経費（用途の妥当性）
- 実施内容（組織課題の認識、戦略性、業界・手引きへのインパクト、先進性、実行性）
- 実施体制（実施に当たってのリーグ団体内部の体制・コミットメント、外部連携体制）

※基本事項は、それ単体で評価する項目ではなく、実施内容・実施体制等と併せて評価を行います。

※テーマ毎に評価項目は異なります。

※特に、リーグ団体としての本事業に対するコミットメントの多寡は重視して評価します。

審査・選定結果の通知

- 審査・選定結果（採択又は不採択）は、審査・選定の終了後、事務局からすべての公募申請者に速やかに通知します。また、選定したリーグ団体については、応募申請者名及び事業名を公表します。

6. 事業実施

契約などの締結

- 採択後の各リーグ団体への支援（以下、個別事業）実施にあたっては、リーグ団体と事務局の間で、申請内容に基づく活動・支援に関わる覚書とともに、秘密保持に関わる契約などを締結します。
- また、外部リソースを活用する場合は、外部リソースの提供者と事務局の間に業務委託あるいは外注等に関わる契約を行います。
 - 契約は各リーグ団体を挟まず、事務局が直接発注先と行うため、事務局（野村総合研究所）が取引できない企業には発注できません。
 - また、事務局（野村総合研究所）の取引ルールに沿う必要があることから時間を要することも想定されますのでご注意ください。
 - 加えて、スポーツ庁に認められない経費についても発注できません。
 - 原則的に、経済産業省の「委託事業事務処理マニュアル」に則る方針です。そのため、事業を行うために必要な経費であり、かつ事務局が直接実施することができないもの、又は適当でない場合に、基本的に複数事業者からの相見積を取得したうえで、最低価格を提示した発注先を選定することとなる点、ご承知おきください。
なお、明確な選定理由があり、上記に依りがたい場合については、例外的に相見積の手続きを取らない場合があります。
（URL； https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2021_itaku_manual.pdf）

6. 事業実施

報告会への参加

- 支援先リーグ団体の取組傾向や進捗状況に対する有識者等からのアドバイスを主な目的としてスポーツ庁及び事務局、外部有識者、支援先リーグ団体で構成する報告会をオンラインにて開催する予定です。
- リーグ団体のテクノロジー活用プロセスにおけるポイントを広く共有するという本事業の目的のもと、本事業の支援で得られた成果を広く共有するために、上記とは別に一般参加型の最終報告会を対面形式にて開催します。
- 各報告会には必ず出席いただき、進捗及び成果を報告いただきます。

情報公開

- 個別事業に関わる内容は機密事項が含まれることが想定されるため、事務局と各支援先リーグ団体で行う打合せ等での各種資料や議事録等における個別事業の関連情報は非公開とします。
- ただし、リーグ団体のテクノロジー活用プロセスにおけるポイントを広く共有するという事業目的のもと、個別事業の成果を踏まえ、事務局がまとめる手引き・事例集については、支援先リーグ団体の確認を受けた上で、公開します。